

# 発達障害者の支援について



**\*発達障害者支援法の一部を改正する法律**  
**：概要（抜粋）** 平成28年5月25日可決成立

**【目的（第1条）】**

切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定

**【基本理念（第2条の2）】**

発達障害者の支援は

- ・ 社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
- ・ 「社会的障壁」の除去に資する
- ・ 個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う

**【教育（第8条）】**

- ・ 発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
- ・ 個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進

**【就労の支援（第10条）】**

- ・ 主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- ・ 司法手続きにおいて個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮。
- ・ 家族その他関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

**【発達障害者支援地域協議会（第19条の2）】**

- ・ 支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

\*参考文献：衆議院公式HP「発達障害者支援法の一部を改正する法律案 概要」より抜粋

梅雨入りし、田んぼも潤う平成28年6月16日（木）に第216回障害者地域生活支援研究会が開催されました。本日のテーマは「発達障害者の支援について」です。

最初に北九州市発達障害者支援センター つばさ（以下“つばさ”）センター長 黒木 八恵子さんから「発達障害とは」と題し、診断の歴史、発達障害者の基礎知識や支援方法、“つばさ”の事業内容、発達障害者支援法の一部を改正する法律\*等についてお話し頂きました。



発達障害者児の支援として、本人の特性や本人の困りどころを理解し、二次障害やいじめを防ぐために“療育（医療と保育）”“早期発見・早期支援”行うと同時にストレスを抱えているであろう保護者に対する“保護者（心理的）支援”が重要であり、「子どもと親の支援を両軸にして支援体制を取っている」とのこと。

また「得意なところに自信をつけ、不得意なところは“仕方ない”と折り合いをつける」「大人に相談するとうまくいった経験をもたせる」等 発達障害のある方が思春期以降の社会の荒波を乗り越えるため、幼児期から環境整備することが大事とのことでした。

つばさの業務内容としては“発達支援”“就労支援”“相談支援”“普及啓発”を行っており、毎年4月2日の世界自閉症啓発デーではイベントを行っているとのこと。この他、福祉事業所に結びつけたり、教育や子育て支援の施策との連携等、つばさだけでできるものではないので、「会場の皆さんと連携していきたい」とのことでした。

続いて、ジョブサポートセンター八幡（以下 JSC 八幡）サービス管理責任者 柴田 ゆかりさんから、事業所開所の経緯や事業内容のながれ等、事例を交えてお話しして頂きました。JSC 八幡は発達障害に特化した支援を行っており、発達障害の方が過ごしやすい環境を設定できることや、同じ悩みを持った人と話せる

といったいい面があるということです。また、JSC 八幡を利用される方は人との関係で嫌な過去を持つ人が多いので“人という安心できる体験”を持って頂くことを大事にしている」とのことでした。

“自立訓練（生活訓練）事業”と“就労移行支援事業”については、雇用・再雇用を目指して机上の勉強ではなく、模擬訓練や実際に企業実習を体験して頂くとのこと。その中で、与えられるというより、自分も努力して工夫することや、自分の特性を改善していけるように働きかけをしているとのことでした。その工夫の仕方等はつばさに相談するなど、アドバイスをもらって実践することもあるとのことでした。

そして今年はグループワークに力を入れており、“ビジネスマナー”や“発達障害について”をテーマにグループワークを行っているとのこと。この他、発達障害と診断されている方の自己理解を深めるために“自己理解について”のグループワークも行っており、家族の方も一緒に参加されることもあるとのことでした。

会場から「発達障害のことで相談に行こうと思った時に、最初にどこに行ったらいいのか。発達障害のある人の相談の入口がどこかわからない」というご質問がありました。“つばさ”に相談に行く選択肢は勿論、発達障害と診断がついていなかったりする場合は「障害の範疇によらない機関で少し関わってもらって、困ったことが出来たときに内容に応じて相談機関につながるながれもあるのでは」とのことでした。

今、発達障害のある方に関わっている方は勿論のこと、関わりがない方も発達障害に関心を持ち、事例や発達障害について知りたいと今回の支援研に参加された方が多かったようです。

10年ぶりに可決成立された「発達障害者支援法」。関心が高まると共に、発達障害のある方に必要な支援が周知されると思います。本日の参加者は78名。新規の方は30名でした。ありがとうございました。



※こちらの議事録は  
 北九州市障害者自立支援協議会の  
 ホームページでもご覧いただけます。  
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

